

||ボルトングループ

NEWS LETTER

MANAGEMENT SERVICE



-
- 事業成長のために 融資を引き出す決算書
ぐんま賃上げ促進支援金
相続税のあらまし
健康保険証の廃止と活用が期待されるマイナ保険証
解雇・退職勧奨・雇止めの違い
社員の能力開発を処遇に反映している事業所割合
賃金規定等改定コース
給与計算こんなお悩みありませんか？ 社会保険労務士が解決します！
M&A譲渡し情報
-

||ボルトングループ|

〒371-0801 群馬県前橋市文京町3-25-12

[ボルトン税理士法人] TEL : 027-223-8160 (代) / FAX : 027-223-1910

[株ボルトン労務管理事務所] TEL : 027-253-7588 (代) / FAX : 027-253-7589

[株北関東M & Aサポート] TEL : 027-260-8630 (代) / FAX : 027-223-1910

〒370-0045 群馬県高崎市東町85 須藤ビル1階

[ボルトン税理士法人 須藤会計事務所] TEL : 027-327-3261 (代) / FAX : 027-327-3262

Bolton Θ

事業成長のために

融資を引き出す

投資家へ向けた情報開示の面
が強い大企業の決算とは異なり、

中小企業の決算は「税務申告のために行われるもの」という考え方が根強い。しかし忘れてはならないのが、決算書は銀行融資の基礎資料でもあるということだ。決算対策は税額だけではなく、未来の事業発展のため、融資を獲得するための武器ともなる。

決算書目

対策は必要ないことになる。
しかし、金融機関にとつて
融資先の黒字が望ましいのは
当然で、仮に赤字であつたと
しても、来年度以降の返済能
力について信頼性のある財務
状況が示されているかいない
かでは、評価が大きく異なつ
てくる。赤字決算は融資の判
断の際には大きなマイナスと
なり、2年連続で赤字決算
だつたようなケースでは過
去に行つた決算が融資を受け

だが、年度終了後に実施できる決算対策は限られている。また帳簿上の数字のみを動かす対策には粉飾の危険も付きまとつ。そこで、都内のある税理士は、年度末の3カ月前に決算を仮締めし、業績予測を行う「9カ月仮決算」を提案する。財務改善のための対策を実践するには、方針の決定までの準備期間を含め1ヶ月の時間が必要と見ていいからだ。「経営者が業績

決算までに回収を急ぎたい。特に金融機関が返済の原資と見るのは、営業活動によるキャッシュフローの額だ。常態的に売掛金が膨らむ傾向があれば、返済能力を疑われることになる。また、財務分析の指標でいえば、売掛金や受取手形の何倍の売り上げがあつたかを示す「売上債権回転率」などが悪化する。決算前に、滞っている売掛金の整理・回収、また可能であれば

ものがないかも精査したい。しかし、多量の在庫などがある場合、手元の現金がそれだけ少ないことになるため、キャッシュフローには重荷だ。老朽化、陳腐化による不良資産の存在も疑われる。このうな在庫を「期末セール」の要領で売り出すなど、積極的に販売することで、在庫回転率の向上、キャッシュフロー改善が狙える。減価償却も重要だ。減価償

将来性の見える決算」なのかも知れない。方針を顧問税理士の意見を踏まえて決定することで、実りのある決算書ができるに違いない。前出の税理士は、「経営者は、決算対策のために1～2日スケジュールを調整して、税理士と集中して話し合うことを習慣付けてほしい」と呼び掛ける。税理士との「一人三脚で、事業の成長に直結する決算書を作り上げたい。

税金面での決算対策には、
前払費用の計上や消耗品・備
品のまとめ買い、固定資産の
除却損計上、法人契約の生命
保険加入などがある。これら
は大雑把にいうと、費用を大
きくすることで利益を減らす
手段だ。

一方、赤字企業であれば、
少なくとも当期の法人税課税
は考えなくても良い。つまり、

ようという際に悪影響を及ぼしてしまう。つまより、融資の観点からは、赤字企業こそ決算対策が必要だ。事業年度中に当期の業績を予測し、それを基にできる限り良好な内容の決算を行うための手を打たなければならぬだろう。

中小企業では、事業年度終了後に慌てて決算書作成に取り掛かることが多いのが実情

「書」はなるべく避けるべきだという。財務状況の改善の手段としては、売り上げの増加や経費削減で利益を出し、黒字化を目指すことが考えられるが、打てる手はそれだけではない。例えば、売掛金は発生時に売上計上されるが、現金化されないので、キャッシュユーフォーにはマイナスに働くため、

う。中小企業では「役員借入金が膨らんでいるケースも多い。」
役員借入金は資本金と同視する取り扱いがなされることがあるが、印象は良くない。債権者である役員が返済を期待していないのであれば、債務免除が選択肢になる。また、借入金の資本化（D E S）を検討する余地もある。

しかし、在庫処分や固定資産の売却、設備投資時期の決定、減価償却方式の選択などは、市場の情勢や来期以降の業績をどう見通すかによって、有利・不利が分かれる。決算対策には、高度な経営判断が求められることがある。

支払いサイトの短縮なども依頼したいところだ。

却は、償却方式の選択により損金算入額を上げる税金対策として利用されることもある

債権とともに債務にも注目しなくてはならない。借入金を減らし、重が、利益を上げるために、逆に償却費を低く計上した方がよいという考え方もあるだろう。ただし、減価償却には

ぐんま賃上げ促進支援金

令和7年10月16日から利用しやすいよう一部制度を変更しました

従業員の賃金を一定額以上引き上げた場合

40人分、最大200万円の支援金を支給します。

※改定後の最低賃金額の適用時期である

令和8(2026)年3月を待たず、3%又は5%以上の賃上げを
年内に実施した場合、本支援金を活用できます。

支給額

賃金を**5%以上**引き上げた場合

1人あたり**5万円**、最大**40人分**

申請上限が
40人に増加！

小規模な事業者
特例を新設！

「小規模な事業者」のみ 次の特例を利用できます！

賃金を**3%以上**引き上げた場合

1人あたり**3万円**、最大**20人分**

複数回申請
できるようにな
りました！

申請回数

申請上限に達するまで何度も申請できます！

支給対象者

県内に事業所を有する中小企業等

※医療法人、社会福祉法人、農業法人等もご利用いただけます。

対象期間

令和7年4月1日から **令和7年12月31日まで** に賃上げを
実施

賃上げ対象期間が
延長しました！

申請期限

令和8年 **1月31日(土)まで**

申請期間が
延長しました！

申請方法

特設サイトから申請

<https://gunma-chinage.pref.gunma.jp/>



太田市・館林市・渋川市・玉村町・大泉町では、上乗せを実施しています。

※詳細は特設サイトを御確認ください。

※本事業は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を
財源として実施する事業です。

くわしい申請手続きは裏面

ただし、予算には限りがあります。
早めの申請をおすすめします。

添付書類

- ① 支給対象従業員に係る労働条件通知書の写し又は雇用契約書の写し
- ② 賃金台帳等の写し(賃上げ月とその前月の基本給を比較します。)
- ③ 支援金振込先口座情報(金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義等)が分かる預金通帳の写し等

申請時点で、パートナーシップ構築宣言に会社名が公開されていない法人のみ

- ④ パートナーシップ構築宣言に係る事務局からの受付完了メールなど
(登録が完了していなくても申請できます)

※ 審査において、その他必要な書類があれば提出を求めることがあります。

申請方法

特設サイトの申請フォームから申請してください。

特設サイト：<https://gunma-chinage.pref.gunma.jp/>



申請手続きはオンラインで完結!
郵送手続きは不要です

特設サイトへ
アクセス

申請フォームに
必要事項を入力

必要書類を添付

入力終了・申請

申請完了!

申請受付から
振込まで
約4週間ほど

※振込までの期間は、申請書類の不備等の状況や申請時期などによって、
さらに期間を要する場合があります。予め御了承ください。

お問い合わせ

【ぐんま賃上げ促進支援金について】

ぐんま賃上げ促進支援金事業事務局

電話 050-6883-8771

【受付時間 9:00~17:00(土・日・祝を除く)】

お問い合わせフォーム

<https://tayori.com/f/gunma-chinageshien/>



【市町の上乗せ支援について】

太田市役所 産業環境部 産業政策課

電話

0276-47-1846

玉村町役場 経済産業課

電話

0270-65-7144

館林市役所 経済部 商工課 工業振興係

電話

0276-47-5148

大泉町役場 住民経済部 経済振興課

電話

0276-63-3111

渋川市役所 産業観光部 産業政策課

電話

0279-22-2596

相続税のあらまし

- この「相続税のあらまし」は、相続税の仕組みについて、簡単に説明したものです。
- 相続税に関する詳細な情報等を確認したい場合は、[国税庁ホームページ](https://www.nta.go.jp)【<https://www.nta.go.jp>】の「確定申告等情報」の「相続税」ページをご覧ください。

また、「相続税」ページで公開している「相続税の申告要否判定コーナー」は、法定相続人の数や個別の財産・債務の価額等を入力することにより、基礎控除額などを自動で計算し、相続税の申告のおおよその要否を判定することができますので、是非ご利用ください。

申告要否判定コーナー



「申告・申請・届出等、用紙」

The screenshot shows the 'Declaration, Application, Submission, etc., Forms' section of the National Tax Agency website. It includes links for 'Tax Declaration', 'Tax Payment', 'Tax Filing', and 'Tax Declaration Form'. A red box highlights the 'CLICK!' button next to 'Tax Declaration'.

「確定申告等情報」の「相続税」

The screenshot shows the 'Inheritance Tax Declaration Status Judgment Corner' page. It features a grid of buttons for different tax types: '所得税' (Individual Income Tax), '相続税' (Inheritance Tax) [highlighted with a red box and a red arrow pointing to it], '贈与税' (Gift Tax), '法人税' (Corporate Income Tax), and '消費税・地方消費税' (Consumption Tax). Below the grid is a section titled 'Tax Procedure Guide (Tax Type by Category)'.

「相続税の申告要否判定コーナー」へ

The screenshot shows the 'Inheritance Tax Declaration Status Judgment Corner' page. It includes sections for 'Inheritance Tax Overview', 'Inheritance Tax Declaration Status Judgment', and 'Inheritance Tax Declaration Status Judgment Guide'. A red box highlights the 'CLICK!' button next to 'Inheritance Tax Declaration Status Judgment'.

(画面は、令和7年4月現在のものです。)

※ 「相続税の申告要否判定コーナー」を利用した相続税の申告要否の確認方法は、[動画](#)で確認できます。



こちらからアクセス！



国税庁動画チャンネル 相続税



YouTube「国税庁動画チャンネル」

～「相続税の申告要否判定コーナー」を利用した申告要否の確認～

1 相続税の申告が必要な人とは

被相続人から相続などによって「財産を取得した人それぞれの課税価格の合計額」（次ページの「3 相続税が課される財産」の価額の合計額から「4 相続財産の価額から控除できる債務と葬式費用」の金額の合計額を差し引いた金額）が、「**遺産に係る基礎控除額**」を超える場合、その財産を取得した人は、**相続税の申告をする必要があります**。

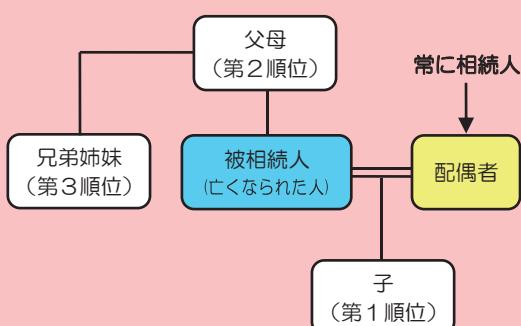
$$\text{「遺産に係る基礎控除額」} = 3,000 \text{ 万円} + (600 \text{ 万円} \times \text{法定相続人の数}^*)$$

※ 「法定相続人の数」は、相続人のうち相続の放棄をした人があっても、その放棄がなかったものとした場合の相続人の数をいいますが、被相続人に養子がいる場合に法定相続人の数に含める養子の数は、実子がいるときは1人（実子がないときは2人）までとなります。

○ 「相続人」とは

民法では、相続人の範囲と順位について次のとおり定めています。

- 1 被相続人の配偶者は、常に相続人となります。
- 2 次の人は、次の順序で配偶者とともに相続人となります。
 - 【第1順位】被相続人の子（子が被相続人の相続開始以前に死亡しているときは、孫（直系卑属）が相続人となります。）
 - 【第2順位】被相続人に子や孫（直系卑属）がいないときは、被相続人の父母（父母が被相続人の相続開始以前に死亡しているときは、被相続人の祖父母（直系尊属）が相続人となります。）
 - 【第3順位】被相続人に子や孫（直系卑属）も父母や祖父母（直系尊属）もいないときは、被相続人の兄弟姉妹（兄弟姉妹が被相続人の相続開始以前に死亡しているときは、被相続人のおい、めい（兄弟姉妹の子）が相続人となります。）



この「相続税のあらまし」は、令和7年4月1日現在の法令等に基づき、原則として、令和7年12月31日までに亡くなられた人による相続税について説明したものです。

2 相続税の申告と納税

相続税の申告をする必要がある場合には、相続の開始があったことを知った日（通常の場合は、**被相続人が亡くなった日**）の翌日から**10か月目の日まで**に、被相続人の住所地を所轄する税務署に相続税の申告書を提出するとともに、納付税額が算出される場合には、納税しなければなりません。

例えば、1月6日に死亡した場合にはその年の11月6日が相続税の申告期限になります（申告期限の日が日曜日・祝日などの休日又は土曜日に当たるときは、これらの日の翌日が申告期限となります。）。

申告書の提出期限に遅れて申告と納税をした場合には、原則として**加算税及び延滞税がかかります**のでご注意ください。

(注)1 相続税の申告の必要がない場合でも、相続時精算課税を適用した財産について既に納めた贈与税がある場合には、相続税の申告をすることにより還付を受けることができます。この還付を受けるための申告書は、相続開始の日の翌日から起算して5年を経過する日まで提出することができます。

2 納期限（申告期限）までに金銭で一時に納付することが困難な事由がある場合には、例外的な納付方法である延納又は物納が認められています（国税庁ホームページに、詳しい手続等を記載した「相続税・贈与税の延納の手引」又は「相続税の物納の手引」【<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/enno-butsono/01.htm>】を掲載していますので、ご覧ください。）。

3 相続税が課される財産

(1) 被相続人が亡くなった時点において所有していた財産

①**土地**、②**建物**、③**株式や公社債などの有価証券**、④**預貯金**、⑤**現金**などのほか、金銭に見積もることができる**全ての財産が相続税の課税対象**となります。そのため、日本国内に所在する財産のほか、日本国外に所在する財産も相続税の課税対象となります。

なお、財産の名義にかかわらず、被相続人の財産で家族の名義となっているものなども相続税の課税対象となります。

(2) みなし相続財産

被相続人の死亡に伴い支払われる「生命保険金」や「退職金」などは、相続などによって取得したものとみなされ、相続税の課税対象となります。

ただし、「**生命保険金**」や「**退職金**」のうち、**一定の金額**※までは非課税となります。

※ 「一定の金額」とは、「生命保険金」及び「退職金」の区分ごとに、次の算式によって計算した金額です。

$$(算式) 500 \text{ 万円} \times \frac{\text{法定相続人の数}}{\text{(前ページの「1」を参照)}} \times \frac{\text{その相続人の取得した保険金等の合計額}}{\text{相続人全員の取得した保険金等の合計額}}$$

(3) 被相続人から取得した相続時精算課税適用財産

被相続人から生前に贈与を受け、贈与税の申告の際に相続時精算課税を適用していた場合、その財産は相続税の課税対象となります。この場合、相続開始の時の価額ではなく、贈与の時の価額を相続税の課税価格に加算します。

※ 令和6年1月1日以後の贈与により取得した相続時精算課税適用財産については、贈与を受けた年分ごとに、相続時精算課税適用財産の贈与の時の価額の合計額から相続時精算課税に係る基礎控除額を控除した残額を加算します。

(4) 被相続人から相続開始前3年以内に取得した暦年課税適用財産

被相続人から相続などによって財産を取得した人が、**被相続人が亡くなる前3年以内に被相続人から贈与を受けた財産**は、相続税の課税対象となります。この場合、相続開始の時の価額ではなく、贈与の時の価額を相続税の課税価格に加算します。

4 相続財産の価額から控除できる債務と葬式費用

被相続人の「債務」と被相続人の葬式に際して相続人が負担した「葬式費用」は、相続財産の価額から差し引かれます。

差し引くことができる**債務**には、**借入金や未払金**などのほか、**被相続人が納めなければならなかった税金**で、まだ**納めていなかったもの**も含まれます。

また、**葬式費用**とは、①お寺などへの支払、②葬儀社などへの支払、③お通夜に要した費用などです。

なお、墓地や墓碑などの購入費用、香典返しの費用や法要に要した費用などは、葬式費用に含まれません。

5 主な相続財産の評価方法

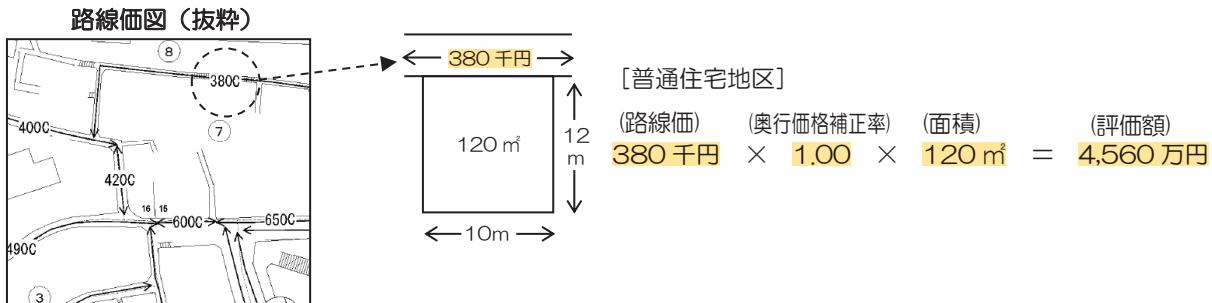
(1) 不動産

イ 宅地

宅地の評価方法には、【路線価方式】と【倍率方式】があります。

【路線価方式】

路線価が定められている地域の評価方法です。路線価とは、路線（道路）に面する標準的な宅地の1平方メートル当たりの価額（千円単位で表示しています。）のこと、「路線価図※」で確認できます。宅地の価額は、原則として、路線価をその宅地の形状等に応じた調整率※で補正した後、その宅地の面積を掛けて計算します。



【倍率方式】

路線価が定められていない地域の評価方法です。宅地の価額は、原則として、その宅地の固定資産税評価額（都税事務所や市（区）役所又は町村役場で確認してください。）に一定の倍率（倍率は「評価倍率表※」で確認できます。）を掛けて計算します。

評価倍率表（抜粋）

固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
宅地	田	畠	山林	原野	牧場	池沼
路線 比準 1.1	倍 比準 13	倍 比準 純 22	倍 比準	倍 比準	倍 比準	倍 比準

$$(固定資産税評価額) 1,000\text{万円} \times (\text{倍率}) 1.1 = (\text{評価額}) 1,100\text{万円}$$

(注) 評価倍率表の「固定資産税評価額に乗ずる倍率等」の「宅地」欄に「路線」と表示されている地域については、路線価方式により評価を行います。



財産評価基準書
路線価図・評価倍率表

※ 「路線価図」や「評価倍率表」は、国税庁ホームページ「財産評価基準書 路線価図・評価倍率表」[\[https://www.rosenka.nta.go.jp\]](https://www.rosenka.nta.go.jp)で確認することができます。

また、「調整率」には、「奥行価格補正率」、「側方路線影響加算率」などがあります。具体的な数値については、国税庁ホームページ「財産評価基準書 路線価図・評価倍率表」の「評価明細書・調整率表」[\[https://www.rosenka.nta.go.jp/docs/meisai_frm.htm\]](https://www.rosenka.nta.go.jp/docs/meisai_frm.htm)で確認することができます。



「居住用の区分所有財産」
の評価が変わりました

□ 建物

原則として、固定資産税評価額（都税事務所や市（区）役所又は町村役場で確認してください。）により評価します。

(注) 令和6年1月1日以後に相続などにより取得した「居住用の区分所有財産」（いわゆる分譲マンション）については、宅地（敷地利用権）及び建物（区分所有権）の価額に一定の補正をして評価する場合があります（詳しくは、国税庁ホームページに「『居住用の区分所有財産』の評価が変わりました」[\[https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0023011-040_01.pdf\]](https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0023011-040_01.pdf)を掲載していますので、ご覧ください。）。

(2) 上場株式

原則として、次のイからニまでの価額のうち、最も低い価額により評価します。

- イ 相続の開始があった日の終値
- ロ 相続の開始があった月の毎日の終値の月平均額
- ハ 相続の開始があった月の前月の毎日の終値の月平均額
- ニ 相続の開始があった月の前々月の毎日の終値の月平均額

(3) 預貯金

原則として、相続開始の日現在の預入残高と相続開始の日現在において解約するとした場合に支払を受けることができる既経過利子の額との合計額により評価します。

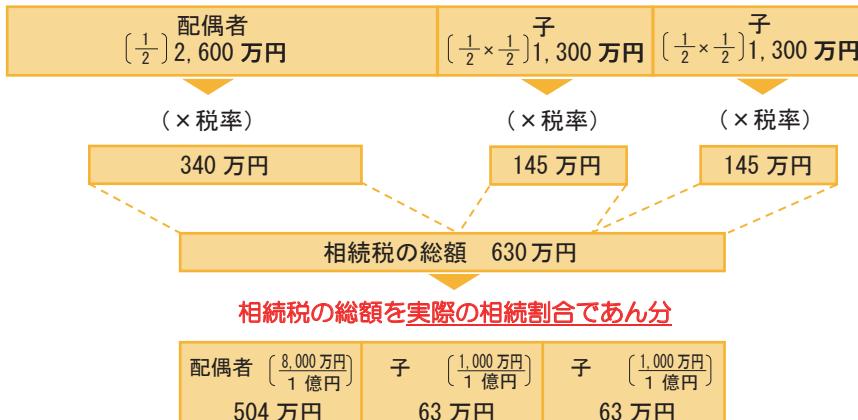
ただし、定期預金、定期郵便貯金及び定額郵便貯金以外の預貯金については、相続開始の日現在の既経過利子の額が少額なものに限り、相続開始の日現在の預入残高で評価します。

6 相続税の計算（具体例）

- 財産を取得した人それぞれの課税価格の合計額が1億円で、配偶者が8,000万円、子2人が1,000万円ずつ相続した場合

$$\text{（課税価格の合計額）} - \text{（基礎控除額）} = \text{（課税遺産総額）}$$
$$1\text{ 億円} - (3,000\text{ 万円} + (600\text{ 万円} \times 3\text{ 人})) = 5,200\text{ 万円}$$

課税遺産総額を法定相続分でん分



○ 相続税の速算表

区分	税率	控除額
1,000万円以下	10%	—
3,000万円以下	15%	50万円
5,000万円以下	20%	200万円
1 億円以下	30%	700万円
2 億円以下	40%	1,700万円
3 億円以下	45%	2,700万円
6 億円以下	50%	4,200万円
6 億円超	55%	7,200万円

実際に納付する相続税
(あん分した税額から各種の税額控除※の額を差し引いた後の金額)

配偶者 0円 子 63万円 子 63万円

※ この事例では「配偶者の税額軽減」のみ適用があったとして計算しています。

○ 相続税の主な特例

1 小規模宅地等の特例

被相続人又は被相続人と生計を一にしていた被相続人の親族の事業の用又は居住の用に供されていた宅地等がある場合には、一定の要件の下に、相続税の課税価格に算入すべき価額の計算上、一定割合を減額します。

2 配偶者の税額軽減

被相続人の配偶者の課税価格が1億6,000万円までか、配偶者の法定相続分相当額までであれば、配偶者に相続税はかかりません。

(注) これらの特例を適用するためには、相続税の申告書を提出する必要があります。

【参考】ご不明な点がある場合

- 国税庁ホームページでは、よくある税の質問に対する一般的な回答を自分に合った状況やキーワードなどから調べることができる「タックスアンサー」を公表しておりますので、ご確認ください。
- 相続税の申告のしかた・手引などは、国税庁ホームページからダウンロードすることができます。



国税庁ホームページ
タックスアンサー

国税庁ホームページ
相続税の申告のしかた・手引

【参考】税理士をお探しの方へ

日本税理士会連合会ホームページ内の税理士情報検索サイト【<https://www.zeirishikensaku.jp>】で税理士及び税理士法人を検索することができます。

なお、税理士業務である①税務代理、②税務書類の作成、③税務相談は、たとえ無償であっても税理士等でない者は、他人の求めに応じて行ってはならないとされています。

税理士等でないにもかかわらず税理士業務を行いういわゆる「ニセ税理士」に税理士業務を依頼した場合、税務上のトラブルの原因となるおそれもありますので、ご注意ください！



税理士情報
検索サイト

【参考】相続税 e-Tax 特設サイト

- 相続税の申告書は、e-Tax（電子申告）で提出（送信）することができます。
- e-Taxで提出するためには「利用者識別番号」が必要です。
「利用者識別番号」の確認方法又は新たに「利用者識別番号」を取得する方は、「相続税 e-Tax 特設サイト」に掲載しているリーフレット「相続税申告は e-Tax をご利用ください」をご参照ください。
- 相続税の申告を税理士に依頼される場合、申告する方全員の「利用者識別番号」を税理士へお伝えください。



相続税 e-Tax
特設サイト



健康保険証の廃止と活用が期待されるマイナ保険証

2025年12月1日で発行済みの健康保険証は使用できなくなります。そのため、12月2日以降は、医療機関等の窓口で、「資格確認書を提示する」、「マイナ保険証を利用する」、そして「スマホ保険証を利用する」といった3つの方法により保険診療を受けることになります。そこで、以下ではこの3つの利用方法について整理しておきます。

資格確認書

マイナンバーカードの交付を受けていなかつたり、交付を受けていても健康保険証の利用登録をしていない場合には、マイナ保険証を利用できないことから、健康保険の保険者から「資格確認書」が発行されます。

資格確認書は健康保険証と同様に、医療機関等の窓口に提示することで、保険診療を受けることができます。健康保険証と同様に利用できますが、有効期間が設けられているため、その期間に合わせて差し替えが必要になります。

マイナ保険証

マイナ保険証は、健康保険証として利用登録を行ったマイナンバーカードのことをいいます。マイナ保険証は、医療機関等の窓口でマイナンバーカードを機器にかざすことで健康保険証の情報がオンラインで確認され、その情報を基に保険診療が受けられます。

なお、マイナ保険証を利用するための機器は、既に多くの医療機関等で設置されています。

スマホ保険証

2025年9月19日から、マイナ保険証に続き、機器の準備が整った医療機関等で、順次、「スマホ保険証」が利用できるようになっています。

「スマホ保険証」とは、健康保険証の利用登録がされたマイナンバーカードをスマートフォンに追加し、医療機関等の窓口でスマートフォンを機器にかざすことで、マイナ保険証と同様に利用できるというものです。これによりマイナンバーカードを医療機関等に持つて行かなくとも、スマートフォンにより保険診療を受けられることもあり、利便性が上がると期待されています。

なお、スマートフォンにマイナンバーカードを追加した場合でも、実物のマイナンバーカードは引き続き利用することができます。

マイナンバーカードの交付申請、健康保険証の利用登録、さらにはスマートフォンへのマイナンバーカードの追加はすべて任意ですが、マイナンバーの活用が広まる中、企業としても活用が広がってきていることを従業員に案内してもよいかもしれません。

解雇・退職勧奨・雇止めの違い

このコーナーでは、人事労務管理で問題になるポイントを、社労士とその顧問先の総務部長との会話形式で分かりやすくお伝えします。



従業員が退職となる場合、自己都合の理由が多くなっていますが、労働契約の終了としては、定年退職、解雇、整理解雇、退職勧奨、雇止めなど様々な類型があると思います。この中で、解雇、退職勧奨、雇止めの違いを教えてください。



解雇は、何らかの事情により会社が一方的に労働契約を終了させることをいいます。従業員の意思に関係なく、会社が一方的にという点が、重要です。ただし、現実にはその解雇が有効であるかという問題は残ります。理由を問わず、解雇できるというものではなく、(1)客観的に合理的な理由があり、(2)社会通念上相当と認められる解雇でなければ、争った際に無効となる場合があります。



なるほど。退職勧奨も会社が働きかけるものですよね？



そうですね。退職勧奨は、会社が従業員に退職してはどうかと勧めることをいいますが、従業員が自由意思で退職に応じるか否かを決めることになります。



会社が退職を勧めるだけで、その判断は従業員に委ねられているということですね。



はい、そうです。退職勧奨に応じなかったときには、労働契約は継続することになります。



会社から従業員に話をするようなことがあれば、どちらなのか分かるように伝える必要があります。



その通りです。解雇も退職勧奨も無期労働契約・有期労働契約のいずれにも起こりうるものですが、雇止めは、有期労働契約の場面で発生するものです。具体的には、会社から有期労働契約の更新を行わず、契約期間満了をもって退職となることをいいます。仮に、有期労働契約の途中で労働契約を終了させるのであれば、それは解雇になります。



なるほど。整理ができました。



ただし、雇止めも有期労働契約の終了日であれば、いつでも労働契約を終了できる訳ではありません。更新の判断基準に基づいて、判断する必要があります。



こちらも理由が重要だということですね。

ONE POINT

- ① 解雇は、何らかの事情に基づき、会社が一方的に労働契約を終了させることをいい、退職勧奨は、会社が従業員に退職を働きかけるもので、従業員が自由意思で応じるかを決めるということをいう。
- ② 雇止めは、有期労働契約の更新を行わず、期間満了をもって退職させることをいう。

社員の能力開発を 処遇に反映している事業所割合

従業員の能力開発は、生産性の向上による収益力の強化に有効です。この能力開発への取組を活発にする方法として、処遇への反映があります。ここでは、今年6月に発表された調査結果から、社員の能力開発の処遇への反映状況などについて、みていきます。

正社員は7割が処遇に反映

上記調査結果によると、正社員の能力開発を処遇に反映させている事業所は、調査対象の70.9%でした。正社員以外は50.4%で、全体の半数を超えるました。反映させていない割合は、正社員が29.0%、正社員以外が49.3%でした。

産業別の処遇に反映させている割合では、正社員が50～80%台、正社員以外は30～70%台となっています。

賃金の引き上げが最多に

処遇に反映させている事業所における反映内容を産業別にまとめると、下表のとおりです。

正社員では金融業、保険業を除く産業で、賃金（賞与・給与）の引き上げ（一時金又は手当の支給を含む）が最も多くなりました。正社員以外でも、すべての産業で最も多くなっています。

貴社では社員の能力開発を、どのように支援していらっしゃいますか。

能力開発を処遇に反映している事業所の反映内容（複数回答、%）

	賃金（賞与・給与）の 引き上げ（一時金又は 手当の支給を含む）		役職等の昇進・昇格		能力開発の成果を 活かせる部署・担当への 異動・配置転換		正社員への 転換
	正社員	正社員以外	正社員	正社員以外	正社員	正社員以外	
総数	87.0	80.0	51.2	22.3	36.5	24.5	49.1
建設業	91.9	84.6	44.9	20.1	30.3	24.5	38.5
製造業	88.7	76.8	49.1	20.1	35.9	25.7	45.7
電気・ガス・熱供給・水道業	62.2	64.4	48.5	3.3	60.7	53.6	22.8
情報通信業	89.7	75.9	49.2	25.8	37.2	21.5	35.5
運輸業、郵便業	84.3	81.1	46.6	13.2	29.3	13.5	52.0
卸売業、小売業	84.8	78.8	51.4	25.2	39.7	28.0	52.0
金融業、保険業	65.0	52.8	69.0	16.8	59.9	31.8	45.4
不動産業、物品賃貸業	88.2	77.7	45.6	12.8	39.7	30.9	51.9
学術研究、専門・技術サービス業	90.1	85.0	51.2	9.8	33.6	18.5	36.7
宿泊業、飲食サービス業	83.5	78.4	78.1	38.5	49.4	26.3	67.4
生活関連サービス業、娯楽業	86.6	73.2	46.3	20.5	35.8	27.2	57.4
教育、学習支援業	87.1	87.6	44.5	16.5	33.1	28.6	39.5
他に分類されないサービス業	91.0	89.9	44.6	20.8	29.6	25.0	39.5

厚生労働省「令和6年度能力開発基本調査」より作成

※厚生労働省「令和6年度能力開発基本調査」

常用労働者30人以上の民間事業所から抽出した7,218事業所や、その事業所に勤める常用労働者から抽出した者などを対象に、2024年10月1日時点の状況について、年間の取組については2023年度の1年間の状況について行った調査です。詳細は次のURLのページの第10表から確認いただけます。

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?tclass=000001229425&cycle=8&year=20241>

II-2 賃金規定等改定コース

有期雇用労働者等※の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成します。

※一部の有期雇用労働者等の賃金を増額する場合には、その区分が雇用形態別または職種別、その他合理的な理由（部門別等）に基づき区分されている場合に限り、本助成コースの対象労働者と認められます。

1 支給額

1人当たりの助成額は以下のとおりです。

企業規模	賃金引き上げ率	3%以上 4%未満	4%以上 5%未満	5%以上 6%未満	6%以上
中小企業		4万円	5万円	6.5万円	7万円
大企業		2.6万円	3.3万円	4.3万円	4.6万円

※1年度1事業所当たりの支給申請上限人数は100人

？ 賃金規定とは

以下のように、就業規則や労働協約において賃金額の定めがあるものです。

就業規則	例：第〇条（賃金） 契約社員およびパートタイマーの賃金を〇〇のとおり定める・・・
賃金規定	例：第〇条（賃金） 賃金は、基本給、時間外手当、通勤手当とする。 第〇条（基本給） 基本給は、時給によって定める。なお、その金額は本人の能力および経験等に応じ、〇級：〇〇円、〇級：〇〇円とする
賃金一覧表	例：【等級別】1級：〇〇〇円、2級：〇〇〇円、3級：〇〇〇円 ※「等級（〇級）」の他、「見習い」、「一般」、「中堅」等の名称の区分でも可。

※既存の賃金規定等の改定ではなく、新たに規定を作成した場合であっても、その内容が、対象労働者の過去3か月の賃金の支給実態と比較して3%以上増額していることが確認できれば、助成対象になります。

2 加算額

1事業所当たりの加算額は以下のとおりです。

措置内容	加算額
職務評価の手法の活用により賃金規定等を増額改定した場合	20万円（大企業15万円）
有期雇用労働者等に適用される昇給制度を新たに規定した場合	20万円（大企業15万円）

※1事業所当たり1回のみ

？ 職務評価とは

職務の大きさを相対的に比較し、その職務に従事する労働者の待遇が職務の大きさに応じたものとなっているかの現状を把握することをいいます。

給与計算

経営者
担当者の
みなさま!

こんなお悩みはありませんか？

担当者が
退職したら

誰も給与計算できない。

正しく計算
しているか
分からぬ。

大規模災害や
システム障害が
あつたらどうしよう。

経営者

担当業務が
多すぎて、
毎月つらい。

法改正をすべて
把握できているか
自信がない。

休みたくても
休めない。



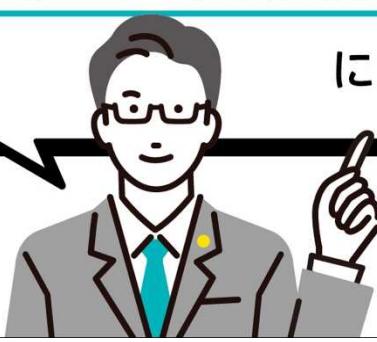
担当者

給与計算は

人事労務の専門家 社会保険労務士

にお任せください！

詳細は裏面をチェック！



その
お悩み

社会保険労務士が解決します！

直近の
法改正に
しっかり対応！

担当者が
不在*
でも給与支給に
影響しない！

適切な
計算方法に
改善！

* 退職・異動・休暇・休職など

ご依頼にあたり貴社から
ご提供いただくもの

- ① 就業規則、賃金台帳、
その他給与計算ルールが分かるもの
- ② 労働者名簿
- ③ 直近3年以上の賃金台帳



上記のうち、お持ちでない書類がある場合は、
作成または変更いたしますのでお気軽にご相談ください。

他にも！

ご希望の場合は、
簡易な労務チェックも
承ります。

給与計算と併せて
各種手続きの対応も
可能です。

別途お見積りいたしますので、まずはお気軽にご相談ください！

給与計算のご依頼・ご相談は

株式会社ボルトン労務管理事務所へ！

TEL : 027-253-7588 (代) Mail : contact@bolton-roukan.co.jp

M & A 譲渡し情報

Bolton Θ

業種	所在地	売上高	譲渡希望額
整形外科	関東地方	5億円未満	応相談
建築工事業	関東地方	10億円未満	応相談
建築設計業	関東地方	1億円未満	応相談
足場	関東～東北	8億円	応相談
空調設備工事	関東地方	5～10億円	応相談
注文住宅建築	関東地方	5～10億円	応相談
訪問看護／居宅介護支援	関東地方	6,500万円	応相談
システム開発業	関東地方	1～5億円	応相談